

議案第 51 号 大府市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

<賛成討論>

今回の条例制定は、災害時に支援が必要な市民を把握し、具体的にどのように支援の体制を地域の中で作っていくのか、非常に重要な条例の制定であり、賛成いたします。しかし、希薄なこの時代に、地域の役割が大きい内容の条例となることから意見を申し上げます。

これまでは災害時に支援が必要な対象の市民に対して要支援者名簿に登録することを確認する必要があったため、大府市では対象者の約 6 割の 1311 人の登録でしかありませんでした。

今回の条例制定によって拒否の申請を行った市民以外、全ての要支援者が登録されることとなります。さらに、要支援者の対象である一人暮らし高齢者や障がい者以外でも、支援が必要な理由が登録の必要性がある内容であれば、要支援者名簿に記載されることとなります。そのため、大府市では約 3000 人の要支援者を想定しており、これまでの登録の倍以上となります。

条例の目的にそって要支援者の命を守る、保護をすることを現実的に考えますと、本人はもちろん、名簿を管理する民生委員や自主防災組織の役割が地域に重くのしかかってきます。

地域の数世帯の小さい組織でなければ、把握や支援が難しいということが想定されます。また、多くの自治区であて職となっている自主防災組織も単年度で変わる場合もあるため、個人情報の秘密保持についてもその都度丁寧な説明が必要であります。

自主防災組織や民生委員の方、地域の方とどのように現実的な形にしていくか、生きた条例にしていくためにも大府市の責任、役割は大きいと思います。時間と労力をかけてそれぞれの地域にあった方法を市民とよりそいながら一緒に作り上げていただくことを期待し、討論いたします。

以上

議案第 56 号 平成 30 年度大府市一般会計補正予算(第 5 号)

<反対討論>

民生費 国民年金事務管理事業 年金生活者支援給付金システム改修委託料増額について認められない。

来年 10 月からの消費税増税に伴う年金に上乗せして最大 5000 円を所得の低い方に給付するため、年金生活者の年金以外の収入を把握するために情報を追加するシステム改修であります。国は、低所得者ほど重い負担増となる消費税増税の 10%への増税に踏み切ろうとしていることから消費税増税そのものに反対するものであります。

今回の議案は、消費税の増税が所得の低い人に負担がかかるということを、公で認めたことになり、所得の低い年金者に給付金として年金に上乗せするのであれば、初めから「消費税の増税をするべきではない」という立場であります。現時点では給付金が恒久的に続く予定であり、言い換えれば、低所得者への負担が続くということです。

給付金の対象は年金受給者全体の 1 割程度といわれており、ほとんどの年金受給者が年金削減と増税の直撃を受けます。

厚生労働省は来年度、年金額を実質削減するという「マクロ経済スライド」をスタートさせようとしています。さらに、国は給付金が支給させるからと来年 10 月、75 歳以上の低所得者の医療保険料の減額措置を廃止するため、保険料の引き上げにつながります。これでは今季あの支援給付金で補えるものではありません。

消費税増税・年金の削減・医療保険料の引き上げが加われば、年金受給者の生活は今より苦しくなり、貧困が広がる可能性が高まります。

さらに、給付に当たって対象者を把握するために、全ての年金者の年金以外の収入情報を県の国保連合を通して日本年金機構へ渡るルートも納得いかない点であり、反対するものです。

議案第 58 号 指定管理者の指定について

<反対討論>

今回の議案は神田児童老人福祉センターの分館（神田っ子プラザ）を除けば初めて児童老人福祉センター（共和西）を指定管理で行う内容の議案であります。

現在児童センターは地域の乳幼児と子育て中のお父さんお母さん、祖父母、小学生・中学生・高校生・地域の高齢者など幅が広く常連さんから、不特定多数の市民を対象に丁寧な活動を続けています。また、子育て中の保護者や思春期の子どもたちの相談などに寄り添い、地域との関係も深い施設の一つであります。中には、公的な支援が必要な方に対しても必要な機関へつないでいる重要な事業でもあります。利益を生まない福祉事業は本来行政が行うべきであり、指定管理制度そのものに反対するものです。

コスト削減、サービス向上を目的に進められてきた指定管理者制度ですが、指定管理者制度で行った保育園の例を見てもコストが少なくて済むとは言い切れないことがはっきりしました。

今回、社会福祉協議会のみで、他に申請がなかったことを考えれば事業費も低いのではないのでしょうか。経費を抑えて運営している福祉協議会だからできる低い事業費では困ります。

今回の指定管理料は行政コストから算術しているため、同じくらいのお金がかかっていること。市民サービスの向上については、民間のノウハウを学ぶ方法はいくらでもあり、質の向上については公立であっても努力していく点は変わりありません。コスト面、サービス向上を考えても、指定管理者制度を進める理由が見当たらないため、賛同できません。

以上

**議案第 60 号 大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について と
議案第 61 号 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
について** 同じ趣旨でありますので、一括して討論いたします。

<反対討論>

今回の議案は、市長や議員の収入を引き上げる内容であります。

日本共産党の行った市民アンケートでは、議員報酬の引き上げについて、5割弱の方が反対と答え「民間の企業ではありえない引き上げ方だ」「経費削減と言って議員定数を下げて報酬の引き上げは納得いかない」という意見や、「分からない」と答えた方が3割いました。また、「議員の活動内容がどんなことをどのようにやっているのか分かりにくい」などが多く書き込まれていました。

この間続いて引き上げられている市長や議員の報酬ですが、今回の議案は、市長が約7万6千円のひきあげで、年収約1775万円になり、議員は年間で一人平均約3万4千円の引き上げになり、770万円を超える年収となります。議員だけ見ましてもこの4年間で約57万円の引き上げとなっています。

一方で市民の生活はどうか？生活保護費はこの10月から引き下げられ、来年は消費税も上がり、年金も下げられ、医療費も上がるというときに、市長が自らの報酬を引き上げる議案を出し、議員が自らの報酬引き上げの議案に賛成することはとうていできないものです。最後に、市民の方から、「議員報酬の引き上げの理由を明確にしてほしい」「納得できる理由が欲しい」という声も多く寄せられていますので、市民の方にお伝えするためにも、議案に賛成される議員の方の考えも示していただきたい。以上です。

議案第 62 号 平成 30 年度大府市一般会計補正予算(第 6 号)

<反対討論>

職員の給与の引き上げ等には賛成しますが、特別職である市長や副市長、議員の報酬の引き上げが含まれていることから、反対いたします。

以上